

広報

若木交番だより



令和7年
4月号

発行 小山警察署 若木交番
電話 0285-25-0570

●令和7年春の交通安全県民総ぐるみ運動●



みんなで守ろう交通ルール
～笑顔でつくる交通安全～
令和7年4月6日(日)～4月15日(火)



【全国重点】

- こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底



特殊詐欺被害防止対策

●特殊詐欺の定義

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込その他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称です。

だまされない3原則

- 警察官を名乗っても簡単に信用しない
- 電話をしながらATMを操作しない
- 身に覚えのない請求は払わない



「お金の話をする電話・突然の警告画面」は詐欺！
あわてずに相談しましょう。